

令和6年度 「歳末たすけあい支援金」のご案内

—歳末たすけあい募金配分金事業—

共同募金運動の一環として住民の皆様から寄せられる「歳末たすけあい募金」から、支援を必要とする世帯が安心して地域で安心して暮らせるよう「歳末たすけあい支援金」を贈呈します。



申請方法

申請書に必要事項を記入し、下記の確認書類を添えて当協議会窓口へご提出ください。
※記入例は裏面をご覧ください。

◎ 申請に必要な書類

- 1 申請書
- 2 確認書類

ア (必ず提出) 令和6年度の世帯全員の課税状況がわかる書類または写し

いずれか
1つ

- ①介護保険料段階区分 1.2.3の方は
特別徴収開始通知書又は介護保険料納入通知書
- ②住民税決定証明書(税務課発行 1通 300円)

イ (該当者のみ提出)

- ① 介護保険被保険者証の写し(前頁④のCに該当する方)
- ② 障害者手帳等の写し(前頁④のD・E・Fに該当する方)

※ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

受付期間

令和6年11月11日(月)～令和6年11月29日(金)午後5時まで

支援金額

一世帯上限6,000円(募金実績と対象世帯数により金額の調整があります)



決定/贈呈

当協議会で申請内容を確認し、審査、決定します。
決定した方には地区の民生委員児童委員が12月にお届けします。
贈呈方法が変更される場合があります。

その他、注意事項等

- ・ 対象要件の確認等、ご不明な点は当協議会へお問い合わせください。
- ・ 事業実施のために、関係行政機関や担当地区の民生委員児童委員に対して情報提供を行います。
- ・ 虚偽の記載内容があった場合には、贈呈した金品の返還を求める場合があります。
- ・ 書類に不備があった際は、提出期限までに書類の再提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 申請書にご記入いただいた内容は、本事業以外の目的には使用いたしません。

書類提出/問い合わせ

社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会 法人運営課
〒421-0303 吉田町片岡 795-1 ☎34-1800
●受付時間：午前8時30分～午後5時(平日のみ)